

民法九四条二項と民法一一〇条 : 虚偽表示と表見法理

その他のタイトル	Scheingeschaft und Rechtsscheinsvollmacht
著者	?森 八四郎
雑誌名	關西大學法學論集
巻	45
号	2-3
ページ	253-300
発行年	1995-08-27
URL	http://hdl.handle.net/10112/00024601

民法九四条二項と民法一一〇条

――虚偽表示と表見法理――

髙森

四

八

郎

四三二一

四 おわりに 民法九四条二項・同一一〇条併用適用判例一 民法九四条二項類推適用判例 はじめに

外観作出合意の存在する事案から出発して(仮装登記面上甲が現われていない点で類推適用と呼ばれた。後掲判例①・② ている。その流れを一べつすれば、当初は虚偽表示者ないし仮装外観作出者(甲)と仮装登記名義人(乙)との仮装 民法九四条二項を類推適用して仮装登記名義人よりの善意の第三者を保護する判例群は注目すべき展開を見せ

放置したにすぎない場合にすら民法九四条二項が類推適用されるに至った(判例®)。最後のケースはもはや「類推 失が帰結されるようになり(判例⑨・⑩・⑪・⑫)、ついには、甲の全く知らぬ間に第三者が作出した外観を単純に 上の外観を乙が勝手に作出した場合に民法一一〇条の法理を併用して善意無過失の丙との関係につき、甲の権利の喪 て作出された外観を承認存続せしめたといって甲の責任が問われたものから(判例⑥・⑦)、さらに甲の承認した以 ③・④)、甲が乙の承諾も受けずに勝手に外観を作出した事案に拡大され(判例⑤)、ついで甲の知らぬ間に乙によっ

の枠を超えていることは明らかである。

なければならない。 の解釈上のテクニックにほかならない」 (|養ロ・トヒ曹時報二) とすら断言されている。 との利益の比較衡量だけが結論を導く基準となっており、九四条二項の類推は単に「判断根拠を実定法に求めるため 商七〇巻三号一二一頁、 この傾向に対し、 利益衡量だけが基準とされるべきではなく、 学説はほぼこぞって賛成の態度を示しているといってよい 判例⑤の判旨のいうように、「不実の登記の存在が真実の所有者の意思に基づく」場合を超えて、 米倉・法協九二巻二号一七一頁は反対)。甲と善意(無過失) 丙・丁の保護の限界もまた類推が及ぶか否かという角度から導かれ (但し、最後の事案については、 の第三者 しかし類推適用が問題とされるかぎ (丙)ないし転得者 藤原・民 Ĵ

兀

関法 第四五巻 第二・三合2

九四条二項を類推すべきではない。

すなわち⑨・⑩・⑪・⑫の各判例が存在している。いわば、九四条二項と一一〇条とを併用適用しているのである。 民法九四条二項と一一〇条の併用適用というのは、例えば、Bの信用を高めるためにAの不動産についてBに仮登 右の判例群のうち、民法一一〇条を併用して善意のほか無過失を要求して第三者を保護している一群の判例、

記を与えたところ、BはAの印鑑を無断使用してB名義の本登記に改めた上で善意無過失のCに転売した場合

⑨最判昭和四三年一○月一七日民集二二巻二一八八頁)、または融資を希望しているAのために、その融資の必要上、 依頼して登記用書類を預け、これを預かったCがこの書類を利用してC名義に登記を移して善意無過失のDに売却し たんB名義にするのが便宜であるとして、A所有の不動産をB名義に仮装譲渡したところ、 (判例⑩最判昭和四五年六月二日民集二四巻四六五頁)などに行われている。最高裁は右のような場合には「九四 BがさらにCに融資方を

一一○条の法意に照らし、外観尊重および取引保護の要請に応ず」べきであることを根拠として、善意無過

失の第三者たるC・Dを保護しようとしている。

理由」と表現しており、善意・無過失の第三者という文言を使用していないのになぜこの規定が援用されたのか、そ ないのに代理行為に関する規定たる一一○条が援用されるのか、また、一一○条は代理権限ありと信ずべき「正当ノ 加重すべく、一一〇条の法理を援用しているものである。しかし、なぜ権限踰越の代理行為が介在しているわけでは 為者の意思を超えた外観を作出しているところに着目し、善意のほか無過失の要件をも第三者に課して保護の要件を 当でないとして、単なる仮装行為者の作出した表見的外観ではなく、中間者(仮装名義人)がさらに加功して仮装行 右のような場合に、 九四条二項のみを適用したなら、善意だけの第三者をも保護されることになるが、それでは妥

れなら、 むしろ善意・無過失という明示的な表現を有する一一二条が援用されるべきではなかったかなどただちに疑

問が生ずるのである。

判例法理の理論的妥当性ならびに具体的な問題解決の合理性について問題点を明らかにしたいと意図したものである。 の法理」や「禁反言の法理」と共に援用して「善意・無過失の第三者」を保護している判例群に着目して、それらの | 本稿は、最高裁判例における九四条二項の類推適用のうちでも、さらに一一〇条の法理を一般的な「外観尊重

二 民法九四条二項類推適用判例

用された判例と②九四条二項のほか一一〇条が併用適用された判例とに大別することが不可欠である。囗系列の判例 について、真実の権利者(甲)が仮装登記等の発生・存続にいかにかかわっているかという観点から判例事案を類型 る必要が存在する。類型化は種々の観点からいくつか可能であるが、本稿の視点からは、밉九四条二項のみが類推適 一において提示した問題意識を明確にするためには、まずもって、九四条二項類推適用判例を類型的に概観す

化してみると以下の〔Ⅰ〕、〔Ⅱ〕、〔Ⅲ〕のように、②系列は〔Ⅳ〕のようになるであろう。

判例一覧

[I] 甲の事前の承認のある場合

判例① 最判昭和二九年八月二〇日 (民集八卷八号一五〇五頁)

判例② 最判昭和四一年三月一八日 (民集二〇巻三号四五一頁)

判例③ 最判昭和四四年五月二七日 (民集二三巻六号九九八頁)

民法九四条二項と民法一一〇条

五(二五七

民法 第四五巻 第二・三合併号

(三五八)

六

判例④ 最判昭和四五年四月一六日 (民集二四巻四号二六六頁)

判例⑤ 最判昭和四五年七月二四日

(民集二四巻七号一一一六頁)

〔Ⅱ〕甲の事後の承認のある場合

判例⑥ 最判昭和三七年九月一四日(民集一六巻九号一九三五頁)

([) 見入)三日)には張卜乱・ヨ ぎ ひむしに ご ここの あい 判例の 一最判昭和四五年九月二二日(民集二四巻一〇号一四二四頁)

〔Ⅲ〕他人の作出した仮装外観を甲が放置していたにすぎない場合

最判昭和四八年六月二八日 (民集二七巻六号七二四頁)

判例⑨ 最判昭和四三年一〇月一七日(民集二二巻一〇号二一八八頁)

[Ⅳ] 民法九四条二項と一一○条が併用適用された場合

判例®

判例⑩ 最判昭和四五年六月二日(民集二四卷六号四六五頁)

判例⑪ 最判昭和四五年一一月一九日(民集二四巻一二号一九一六頁)

判例⑫ 最判昭和四七年一一月二八日(民集二六巻九号一七一五頁)

して、 (=)最高裁に初めて登場したのが判例①(最判昭二九・八・二〇)(楡木・民商三二巻一号三四二頁)であった。事案はつぎ 真の権利者甲が仮装登記を作出するにあたり、事前に仮装名義人乙に承認ないし同意を与えていた事例と

のとおりである。

と協議して便宜上Y名義に所有権取得登記をした。その後、YはYに家屋を譲渡しYへの移転登記もなされた。Xが自らの所 X女は夫Aの懇請により、当時Bが所有していた家屋を自ら買い受けた上Aの妾であるYに使用させることとした。YはA

有権を主張して、Yに対しては移転登記手続を、Yに対しては抹消登記手続を訴求した。原審はXの請求を認めたので、Y・

Yが上告した

最高裁は破棄差戻してつぎのように判示した。

善意の第三者に対抗し得ないものと解するのを相当とする。 と何等えらぶところがないわけであるから、民法九四条二項を類推し、Xは、Yが実体上所有権を取得しなかったことを以て から一旦所有権移転登記を受けた後、所有権移転の意思がないに拘らず、囚と通謀して虚偽仮装の所有権移転登記をした場合 「本件家屋を買受人でないY名義に所有権移転登記したことが、Xの意思にもとづくものならば、実質においては、XがB

承認を与えたかどうか及び?の善意悪意につき何等事実を確定することなく、たやすく?に対するXの本訴請求を認容したの されば、原審が、Y名義に所有権移転登記を受けるにつき、YとA間に協議のあった事実を確定したに止まり、Xがこれに 審理をつくさない違法があるものといわなければならない。」

は何らえらぶところはないのであるから、九四条二項を類推適用して善意の第三者を保護することは真に妥当な結論 るとおり、本件物件の買受人でもないY名義にXの意思に基づいて所有権移転登記をしたことは、XがBからいった れたために、登記面上、真実の権利者たるXの名前が現われていない、ということにあるであろう。まさに判旨にあ であったのに、じっさいには、 しかるのちXからY名義にXの意思に基づいて移転登記された場合には、完全に九四条二項の直接適用さるべき事例 ん名義を得て、しかるのち、Yと通謀して、所有権移転の意思なくして、虚偽仮装の登記行為をした場合と実質的に (2)本件において九四条二項が類推適用されたのは、本件家屋をBからXが購入していったんX名義に登記され、 BからXへの登記の移転はなく、Bから直接Yに移転され、YからさらにYに移転さ

だったというべきである。

(三) (1) つぎの判例② (最判昭和四一・三・一八) (四号六五九頁、豊水・法曹時報一八卷五号七八八頁)の事案はつぎのとおりで(高津・法協八四巻二号三二八頁、於保・民商五五巻)の事案はつぎのとおりで

ある。

関法

第四五巻 第二・三合併号

に対し、右各登記の抹消を訴求した。Y・・Yに対してはX勝訴。Y'に対しては民法九四条二項の類推適用によりX敗訴。Xよ 権設定登記をした。YはYから右建物を買い受けて登記し、さらに善意のYにこれを売却し登記も移した。XからY・Y・Y。 融公庫)から建築費用の融資を受けた関係上、Yの了承を得て、右建物につきY名義で所有権保存登記をし、Aのために抵当 Xは本件建物を新築してその所有権を原始的に取得したものであるが、右新築にあたって、Yの名義を借りて、A

最高裁は上告を棄却してつぎのように判示した。

り上告。

が実体上右建物の所有権を取得しなかったことをもって、善意の第三者に対抗することができないものと解するのが相当であ 仮装の所有権移転登記を経由した場合となんら異ならないから、民法九四条二項を類推適用して、右建物の所有者は、右他人 他人名義の所有権保存登記を経由したときは、実質において、右建物の所有権が、一旦自己名義の所有権保存登記を経由した 所有権移転の意思がないのに、右他人と通謀して所有権を移転したかのような虚偽仮装の行為をし、これに基づいて虚偽 「未登記の建物の所有者が、他人に右建物の所有権を移転する意思がないのに、右他人の承諾を得た上、右建物について右

記をしたという点である。甲と乙との通謀性の存在と仮装登記の発生という事実の点では全くちがいがない。ちがい 装名義人に移転登記したものであったのに対して、判例②は未登記の新築建物を原始的に取得した真実の権利者が名 義人の名義を借りて融資を受けた関係で仮装名義人の名前で保存登記をして、その上で融資人のために抵当権設定登 判例②の①との相違点は、判例①が既登記の建物を購入した真実の買受人が自己に登記名義を経由せず直接仮

は①は移転登記の仮装であったのに対して②は新築建物の保存登記が仮装された点だけである。それゆえ九四条二項

を類推適用する根拠も判例①と全く同一であって妥当である。

はつぎのとおりである。

(1)

つぎの判例③

(最判昭和四四年・五・二七)(種・法曹時報二一巻九号一九九八頁、一一年)(加藤・法協八八巻五・六号六二四頁、

高森・法律時報四二巻六号一二三頁)田中・民商六二巻三号四五五頁、千)

の事案

事例で、XはYに対して所有権移転登記の請求、Z(参加人)からは、Yに対して所有権移転登記、本訴係属中Yから所有権 移転登記手続を了したXに対しては、その抹消登記手続を求めたものである。一、二審ともXの請求棄却、本件土地はZの所 真の競落人XがYの承諾のもとにY名義で不動産(土地)を競落したところ、ZがYから善意で右不動産を買受けたという

有であることを確認した。Xから上告。

を類推適用すべきものとした原審の判断は、正当である。」「仮りに……通謀虚偽表示の徹回があったとしても、虚偽表示の外 いるときでも、右仮装行為者としては、右第三者の登記の欠缺を主張して、該物権変動の効果を否定することはできないもの 信頼して取引関係に入った場合においては、その取引から生ずる物権変動について、登記が第三者に対する対抗要件とされて 解すべきである……。」「いやしくも、自ら仮装行為をした者が、かような外形を除去しない間に、善意の第三者がその外形を 形をとり除かない限り、右虚偽表示の外形を信じその徹回を知らずに取引した善意の第三者にはこれをもって対抗しえないと 最高裁は上告を棄却して次のように判示した。「原審の確定した右事実関係に対し通謀虚偽表示に関する民法九四条の規定

までは競売が問題となったことはない。すなわち、真の競落人が他人の名前を使って他人の名義で競落したので、あ たかも仮装名義人が競落人であるかの如き外観が作出されたというものである。仮装競落人の承諾を得ていたので、 (2)判例③の特殊性は三点ある。一点は類推適用上の要件の問題として、競売が問題になっている点である。これ

と解すべきである。この理は、本件の如く、民法九四条二項を類推適用すべき場合においても同様である。」

オ ニラー

認している。私見は、本件の事案ではX―Y―Z間は順次譲渡における前主、後主の関係となると考えるので、 競落人(所有権者)Xに名義人Yから移転登記が経由されているので、はたして第三者2は登記なくしてXに対抗し 三点は、本件においては、善意の第三者はいまだ登記を受けておらず、本訴係属中ではあるが、仮装行為をした真の の外形をとり除かないかぎり……善意の第三者には(徹回)をもって対抗しえない」としている。正当であろう。第 本件においては通謀虚偽表示の徹回が問題になっていたという点である。判旨は「徹回があったとしても、 九四条二項の直接適用と類推適用を区別することなく、Xと2間は対抗関係ではなく、Zがつねに優先することを承 うるかという形で九四条二項の第三者と一七七条の第三者との関係が正面から問題となったという点である。判旨は、 通謀性に問題はなく、 真の競落人が登記面上名前が出ていない点において類推が問題にされたのである。第二点は、 虚偽表示

(五) (1) Xは、Bから未登記の建物を贈与されて所有権を取得したが、その後(昭和二六年頃)、養母Aの名義にすることを許容した。 判例④ (最判昭和四五・四・一六) (一号八八頁、柳川・法曹時報二二巻八号一六七二頁)の事案はつぎのとおりである。 が対抗問題としなかったことに賛成するものであって、その結論は妥当であると思う(拙稿・本件判批・法時四二巻六

な登記を経た。ついでYの債務不履行の結果、同年五月、Yは代物弁済契約の条件成就により所有権移転登記(本登記)を得 日Y2との間で、Y2のために右建物につき根抵当権設定契約、停止条件付代物弁済契約および賃貸借契約をなし、それぞれ必要 始Xが負担して支払ってきた。Yは昭和四○年一月九日、右登録名義に基づき、Y名義で所有権保存登記をした上、同月一四 上Yの所有名義に登録されていたが、Xは右建物を名実ともにAの所有としてしまうつもりはなく、右建物の固定資産税は終 Aは、その事実上の養子Yを所有者として家屋台帳上の届出をしたので、右建物は、久しきにわたり未登記のまま、家屋台帳

た。Xは、Yに対しては所有権の確認と登記の抹消、Yに対してはYの経由した各登記の抹消を訴求した。一審、二審ともに

X勝訴。Y·Y2上告。

最高裁は破棄差戻してつぎのように判示した。

に信頼した第三者の保護の程度に差等を設けるべき理由はないからである。」 外形を表示するものであり、建物所有者が右外形の表示につき事前に承認を与えた場合と事後に承認した場合とで、その外形 あっても、同様に解すべきものである。けだし、未登記の建物については、家屋台帳上の所有名義が、右建物の所有権帰属の による家屋台帳にその建物が他人の所有名義で登録されていることを知りながら、これを明示または黙示に承認した場合で 取得しなかったことをもって、善意の第三者に対抗することができないと解すべきことは、当裁判所の判例とするところであ 他人名義の所有権保存登記を経由したときは、建物所有者は、民法九四条二項の類推適用により、登記名義人がその所有権を (最判昭和四一年三月一八日参照)。そして、このことは、未登記の建物所有者が旧家屋台帳法(昭和二二年法律第三一号) 「およそ、未登記の建物所有者が他人に右建物の所有権を移転する意思がないのにその他人の承諾をえて右建物につきその

た後においては、その登記においてYの所有名義に登記されていること)を明示または黙示に承認しており、かつ、Yが家屋 有権を取得したことにより、Xはその所有権を失ったものといわなければならない。 し、Yが本件建物の所有権を取得しなかったことをもってY゚に対抗することができず、したがって、右Y゚において右建物の所 台帳または登記簿上でYの所有名義が不実であることにつき善意であったとするならば、Xは、民法九四条二項の法意に照ら 「ところで、右の場合、Xが右建物につき家屋台帳上Yの所有名義に登録されていること(右建物につき表示の登記があっ

の点につき善意であったかどうかにつき何ら事実を確定することなく、XのYY而名に対する本訴請求を認容したのは違法で したがって、原審が、Ⅹにおいて家屋台帳上Yの所有名義に登録されていることを承認していたかどうか、およびⅤが前記

本件においては、 権利者はみずから取得した未登記の建物を養母Aの名義にすることを許容したのであるから、

(2)

関法

第四五巻 第二・三合併号

帳上の所有者名義の登録が九四条二項を類推適用する場合に必要な要件たる「虚偽の意思表示の外形作出」とみなす 上の養子Yの名義で家屋台帳上所有者として登録したという点に事案上の特殊性がある。それゆえ本件では、 通謀性の要件を満していることはいうまでもない。ただ、Aの名義に登記されたのではなく、Aはそれをせずに事実

たるとの考えは多数の判例において肯定されており、これに準ずるものとして家屋台帳上の登録を位置づけた訳であ 名義が、右建物の所有権帰属の外形を表示するもの」であることに求めている。不動産登記は所有権帰属の外形にあ ことができるかという問題がある。判旨は、これを肯定するにあたり「未登記の建物については、家屋台帳上の所有

限界的な事例とも目しうるが一応肯定してよい判断だと思われる。

引関係に入っていたとしても、これは通常の虚偽表示において、甲から乙名義に登記され、乙がさらに丙名義に移転 と判断し、これを事前の承認に同視しうる旨を詳論しているが、XはもともとAへの登記名義を事前に許容していた 判旨は、家屋台帳上の登録について権利者Xの事前の承認はなかったが、事後的に明示ないし黙示に承認していた AからYへの登録からさらに発展してYによる保存登記を経て、第三者がこの登記名義を信頼して取

したのち、善意の第三者丁が登場したという場合と同じく、当然九四条二項によって処理されるべき場合なのであっ

ある。したがって本件は、Xの事前の承認のある場合に位置づけてよいケースである。 決してXの意思に対応しない外形が作出され、この外形に第三者が信頼したケースとみるべきものではないので 一七〇頁は本件を一応「意思外形対応形」に入れつつも「第三者の信頼した外形を他人が作出したもので、 四宮前掲書(民法総則 権利 第四

者の意思とくいちがう場合(外形他人作出型)であっても、権利者がその外形をあとから承認したときは、その第三

らにAによってY名義に登記されたのち善意の第三者YがY名義を信頼して取引関係に入った事例と実質上同視して 要もないし、「外形事後承認」にふれる必要もないケースである。本件は、XがAと通謀してA名義に登記され、 者は九四条二項の類推適用によって保護される。」として本件を引用されるが、本件は「外形他人作出型」という必

(六) (1)判例⑤は (最判昭和四五・七・二四)

よい事案であったところに九四条二項の類推適用が肯定されたものと評価すべきである。

産取引判例百選八二号) 三九頁、 (第二版) 六四頁) つぎのような事案であった。商森八四郎・不動) つぎのような事案であった。 (論一四五号(判例時報六一八号)一二一頁、山本進一・昭和四五年度重要判例解説(ジュリストI(横山長・法曹時報二三巻七号一四九頁、遠藤浩・民商法雑誌六八巻三号五一八頁、下森定・判例)

をかけ、YZZに対して所有権の確認を求めたのが本件である。YZは、Xの違法な仮処分による損害賠償を求めて反訴を提 に同じ)(Yの実兄)に売却し、それぞれ所有権移転登記を経由した。Xは乙乙を債務者として本件山林の処分禁止の仮処分 却させ、 相談の上借金を申し入れたところDは自分の妻Yの代理人となって、本件土地をY(被告・反訴原告・控訴人・上告人)に売 に所有権移転の意思はなく、名義のみをBの知らぬ間にBにしたものであった。Bは家出して生活にゆきづまり司法書士Dに から買受けたものを含み合計二三筆あった。Xは将来の相続税を考えて右土地を実子Bの名義にしておいた。いずれもXはB 本件係争地(山林)はもともとX(原告・反訴被告・被控訴人・被上告) 所有権移転登記を了した。Yは一一筆を乙(被告・反訴原告・控訴人・上告人)に、一二筆を乙(反訴の点を除き乙 の所有地を実弟Aの名義にしていたものとXが他

最高裁は乙の反訴に関する部分破棄差戻、YZの本訴に関する部分上告棄却してつぎのように判示した。

起した。一、二審ともX勝訴。

YZZが上告。

ないのに、その承諾を得て、 まず本件事案に民法九四条二項の類推適用の許否につき、「不動産の所有者が、他人にその所有権を帰せしめる意思が 自己の意思に基づき、 当該不動産につき右他人の所有名義の登記を経由したときは、 所有有は

民法九四条二項の類推適用により、 民法九四条二項と民法一一〇条 登記名義人に右不動産の所有権が移転していないことをもって、 善意の第三者に対抗する

右登記について登記名義人の承諾のない場合においても、不実の登記の存在が真実の所有者の意思に基づくものである以

ことができないと解すべきことは、当裁判所の屢次の判例によって判示されて来たところである(判例①判例②判例②参照)

により、真実の所有者の意思に基づいて表示された所有権帰属の外形に信頼した第三者の保護の程度に差等を設けるべき理由 右九四条二項の法意に照らし、同条項を類推適用すべきものと解するのが相当である。けだし、登記名義人の承諾の有無

はないからである。」したがってYの代理人Dの悪意を認定し、Yは善意の第三者にあたらないとして、本件山林がXの所有

般承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係を有するに至った者をいい……、虚偽表示の相手方との間 に属するとのXの主張を是認した原審の判断は正当である。 さらに2のXに対する反訴請求に関して、「民法九四条二項にいう第三者とは、虚偽の意思表示の当事者またはその一

う第三者にあたるから、善意であるかぎり、保護を受けえたというべきであり、善意か否かを判断すべきであったのに原審は するのが相当である。そして、同条項を類推適用する場合においても、これと解釈を異にすべき理由はな」い。乙はここにい で右表示の目的につき直接取引関係に立った者のみならず、その者からの転得者もまた右条項にいう第三者にあたるものと解

(2)本件は甲(真の権利者)の事前の承認のある場合に位置づけられることは異論がないであろう。なぜならば、

これを怠ったから、違法である。

Xは強制買収を免れる目的で実弟Aに仮装譲渡した本件山林を自己に回復するにあたり、独断で実子Bに名義を移し

た場合だからである。

うなるであろうか。すなわち、①乙(仮装名義人)が仮装外形の作出につき当初より承認していた場合、②のちにそ しかし通謀性についてはどうであろうか。いま甲の事前の承認ある場合をさらにつぎのように分類したとすればど

れを承認した場合、③単に自己名義への存在をのちに了知したにすぎない場合に分けたとして、②と③のいずれに属

に反し、 推というまでもなく、 の所有者の意思に基づく」ことのみが九四条二項の類推の根拠をなし、その理由を乙の承諾の有無によって「真実の するかは必ずしも判然としない。 意思に基づいて表示された所有権帰属の外形に信頼した第三者の保護の程度に差等」を設ける必要がないことに求め いずれも仮装名義人(乙)の承諾を積極的に認定して、虚偽表示における通謀性の要件を充足させようとしていたの ているように思われる(③)。九四条二項の類推適用のきっかけとなった前掲 XB間に死因贈与が締結されたとみていた。しかし最高裁は、 私見によれば、 本件は、この先例を踏台に、 Bの単なる了知ととらえて自己の意思に基づく外形作出行為という点にXの帰責の根拠を見出そうとし 直接適用してよいと思う。しかし、③の場合は、「通謀」ということはむずかしく、 前記の①及び②はいずれも通謀要件を満たすと考えられ、仮装登記の作出行為に九四条を類 原審は、 それをはるかに超えて、乙の承諾の有無を問わず、「不実の登記の存在が真実 Bが自己名義の存在を知ってDを通じYに本件山林を売却した時点をとら 九四条二項の類推を図る意図で、 (判例①) 判決をはじめ他の諸先例は 贈与の成立と やはり類

本件判旨は正当である(於保・民商五五巻四号一一一頁以下は、 私見によれば、 九三条但書の適用される場合にも、 九四条二項が類推適用されてよいであろう。 所有者自らが他人名義の登記をしたか、またはそれを承認した この意味において

推が問題とされるべきであると思われる。

ことをもって必要かつ十分である、と早くより、卓見を示されていた)。 判例⑥ (最判昭和三七・九・一四) **(五巻三号四三三頁、乾・法律時報三五巻七号八一頁、金山・同志社法学八三号八○頁)の事案は(星野・法協八一巻五号六○二頁、舟橋・民商四八巻六号九二八頁、真船・法曹時報一)の事案は**

つぎのとおりである。

XはBを代理人としてAの先代Aから土地を買い受けたが、たまたま右の売買契約書に買主名義がBとなっていた関係上、

をした(昭和一一年)。その後XはしばしばBに対し移転登記をするよう請求したがBはこれを怠っていた。昭和一九年にB BをしてAに対する所有権移転登記手続請求の訴を起こさせた。Bは勝訴し、その確定判決に基づいて自己に対する移転登記

死亡。Bの相続人Yへの相続登記は昭和二七年三月二二日になされ、同日YからYへの売買を原因とする移転登記が、次いで 同月二五日にYからY3への売買による移転登記がなされた。Xは、所有権の確認と、Y2・Y3に対し登記の抹消、Y1に対し移転

登記を求めて本訴を提起した。原審は、BはXの代理人であるから本件土地所有権を取得する理由がなく、したがってY・

最高裁はつぎのように判示し、原判決を破棄して差戻した。

Y・Yも所有権を取得する理由がないとして、X勝訴。Yら上告。

なかったことをもって善意の第三者に対抗しえないと解するのが相当である」として、Y゚・Y゚が善意の第三者にあたるか否か 装の所有権移転登記をなした場合とえらぶところはなく、民法九四条二項の法意に照し、XはBが本件土地の所有権を取得し B名義の登記はXの意思に基づいてなされたものであるから、「実質的にはあたかもXが、Bと通謀して同人名義に虚偽仮

を審理せよとして差戻した。

を代理人として不動産取引をさせたところ、Bは代理人としてではなく、本人として所有権を取得してしまったので、 本件においてXは、当初は、B名義への虚偽仮装の登記を作出しようとする意思は全くなかったのである。

やむなく、売主に対してB名義で訴の提起をせざるを得なくなったものである。しかしB名義で売主を訴えた以上は、 自己名義に回復するため、Bに移転登記をせよと請求していたとしても、結論的には変わりはないのである。すなわ 適用すべきものと」解するのが相当なのである。このことは、虚偽仮装の外観たるB名義の登記を除去しようとして、 り「不実の登記の存在が真実の所有者の意思に基づくものである以上、右九四条二項の法意に照らし、 B名義の仮装登記を是認し、その上で法律関係を形成しているのであるから、それ以後は、判例⑤の判旨のいうとお

ち、虚偽表示の徹回は、 外観を除去しないかぎり、 徹回後に登場した善意の第三者には対抗しえない旨を判示してい

た先例 (判例③) に照らしても本件のXは救済されえないこととなるのである。

百選1 (第三版) 五八頁) の事案はつぎのとおりである。頁、鈴木重信・民法判例) の事案はつぎのとおりである。

(N)

(1)

判例⑦

(最判昭和四五・九・二二一)

【卷八号一九五九頁、高島平蔵・判例評論一四九号一二二頁、浜上則雄・法律時報四四巻三号一二/星野英一・法協八九巻六号七二六頁、石田喜久夫・民商六五巻三号四○一頁、横山長・法曹時報□

ため、登記名義を変更しないまま放置していた。しかも、XがB相互銀行と取引をなすに際しては、A名義のまま右不動産に た。Xは、後日に至りそのことを知ったのであるが、費用やA・Xが正式の婚姻をし同居するに至ったといった事情もあった X (原告・反訴被告・被控訴人・被上告人)の愛人Aは、Xの印鑑等を無断で使用し、XからAへの所有権移転登記を了し

登記をなしえた)。そこでXは、Yを相手とし、家屋明渡等を訴求し、Yは、所有権確認等の反訴に及んだ。第一番、 当該担保目的物をYに譲渡し、所有権移転登記をも了した(建物の一部であったが、登記簿上独立の不動産となっていたため、 本件建物の一部を担保に供し、Y(被告・反訴原告・控訴人・上告人)から借金したのであるが、弁済の見込がなかったため、 原審は

根抵当権を設定し、その登記を了した。しかし、その後まもなく、AはXを相手に離婚の訴を提起し、その費用調達のため、

ともに、XからAへの所有権移転登記は、Aが勝手になしたものであり、虚偽表示がなされたことは認められないから、 のもの)であり、 の登記であり、Yは所有権を取得することはないとした。Yは、X・Aの行為(根抵当権の設定を含む)は、 Yは善意[《]無過失》であるとして上告。 虚偽表示 (類似

最高裁は、上告理由を一部棄却、 一部破棄差戻してつぎのように判示した(破棄部分にかかわる)。

て善意の第三者に対抗することをえないが、不実の所有権移転登記の経由が所有者の不知の間に他人の専断によってされた場 転登記を経由したときは、 「およそ、不動産の所有者が、真実その所有権を移転する意思がないのに、他人と通謀してその者に対する虚構の所有権移 右所有者は、民法九四条二項により、登記名義人に右不動産の所有権を移転していないことをもっ

事後に与えられたかによって、登記による所有権帰属の外形に信頼した第三者の保護に差等を設けるべき理由はない(判例④ 当である。けだし、不実の登記の所有者の承認のもとに存続せしめられている以上、右承認が登記経由の事前に与えられたか 至った善意の第三者に対して、登記名義人が所有権を取得していないことをもって対抗することをえないものと解するのが相 きは、右九四条二項を類推適用し、所有者は、前記の場合と同じく、その後当該不動産について法律上利害関係を有するに 合でも、所有者が右不実の登記のされていることを知りながら、これを存続せしめることを明示または黙示に承認していたと

場合であっても、所有者が不実の登記の存在を知っていながら、この不実の登記の存続につき、「明示または黙示に (2)本件は、不実の所有権移転登記の経由が「所有者の不知の間に」「他人(名義人)の専断によってなされた」

そして不実の登記の存続を明示・黙示に承認したという事実についても、明確に他人によってなされた不実の外観を 承認していたとき」には、九四条二項を類推適用して、善意の第三者を保護すべきであると、判示したものである。

ある。この間の事情についての原審の認定によれば、所有者は、不実登記がなされた翌日そのことを知ったが、登記

後になって知るに至った権利者がそれを知ったのちにその存続について承認していたという事案である点に特殊性が

右の名義人の所有名義のままで根抵当権を設定したという点に求めることができるであろう。この事後的承認には、 当権を設定しその旨の登記をも経由したということである。事後的な明示または黙示の承認というのは、実質的には その二年三ヶ月後、その商売上の資金を銀行から借り入れるにあたり、名義人の所有名義のままで目的不動産に根抵 の回復のための費用を調達できなかったため、回復を見送っているうち、一年一ヶ月たって名義人と結婚し、さらに

不実の外観に基づく新たな法律関係の形成があるので、「不実の登記の存在が真実の所有者の意思に基づい」(判例⑤

与えられたか事後に与えられたかによって、 き理由はない」と述べているとおりであり、 さに本件判旨が の判旨)て発生・存続せしめられたという、 「不実の登記が真実の所有者の承認のもとに存続せしめられている以上、右承認が登記経由の事前に 登記による所有権帰属の外形に信頼した第三者の保護に差等を設けるべ 九四条二項類推適用の実質的根拠となるとみなしてよいものである。 九四条二項を類推適用して善意の第三者を保護したのは妥当であったと ま

いうべきである

- あり、 く、善意の第三者の保護の限界もまた類推が及ぶか否かという角度から導かれなければならない。 めぐる解釈論の問題なのである。それゆえ、 益衡量や公信力付与への努力などと評価すべきものではない。 に対する関与の仕方・目的等を参酌してきめるべきである(本重信・民法判例百選工(第五版)五九頁)というような、 むをえない事情と第三者側の保護に値する事情との比較考量、ことに真の権利者が登記という外観を作り出したこと よう (三三頁、柳川「不動産の売買と公信の原則」不動産法大系Iニ三一頁)とか、この問題の解決は、真の権利者側の権利を失ってもやよう (星野・前掲七三一頁、鈴木「登記と外観理論」東洋法学一三巻三・四号) 「不実の登記等権利帰属の外形の存在が真実の所有者の意思に基づく」場合を超えて、 (3)民法九四条二項を根拠にして、登記簿に公信力を与えたのと同じ結果を認めようとする努力がなされたといえ かような判例の態度を所有者の保護 類推適用が問題とされるかぎり、 (静的安全の保護) よりも第三者の保護 あくまでも端的に九四条二項の類推適用の射程範 利益衡量だけが基準とさるべきではな (動的安全の保護) 九四条二項を類推すべきでは 判旨のいうように、 に 傾い たも 般的利 囲を
- (九) (1)さらに判例® (最判昭和四八・六・二八) (π五巻九号 - 五五頁、米倉明・法協九二巻二号 - 七七頁)が九四条二項を類推

適用している。

民法九四条二項と民法一一〇条

ない。

と信じて、Aに対する債権に基づきこれを差し押えた、というものである。最高裁は上告を棄却してつぎのように判示した。 で登録されていたのを知りながら、長年これを放置していたところ、Yは右所有名義により本件建物がAの所有に属するもの この判例⑧の事案は、Xは、その所有の未登記建物が区役所の担当係員によって固定資産税課税台帳にXの夫Aの所有名義

所有権帰属の外形を表示するものとなっているのであるから、この外形を信頼した善意の第三者は右と同様の法理によって保 護されるべきものと解するのが相当である。」 「固定資産課税台帳は、本来課税のために作成されるものではあるが、未登記建物についての同台帳上の所有名義は、

放置してきたことをもって虚偽表示に準ずる容態であると評価するのは行きすぎであると考える。それゆえ、本件は 理な同一視であろうと思う。 登記とともに「建物の所有権帰属の外形を表示するものとなっている」ことに求めている。しかしこれはいかにも無 の登録とを同一視しようとし、その根拠を未登記の建物についての同台帳上の所有名義は不動産登記・家屋台帳上の ることを権利者は明示・黙示に承認していた事案とみられているが、これと本件の固定資産税課税台帳への他人名義 (2)本件判旨は、判例④ (最判昭和四五・四・一六)を引用している。判例④は、家屋台帳上他人名義になってい 第三者たる区役所の係員が勝手に作出した固定資産税課税台帳への登録を長年に亘って

三 民法九四条二項・同一一〇条併用適用判例

九四条二項の類推適用を否定すべきであったというべきである(詳細な評論は別稿に譲りたい)。

厳密には仮装名義人との間に通謀性が欠けていても九四条二項を類推しうるし、権利者自ら外観を作出したのではな

出した虚偽の外観を単に放置していたにすぎない場合にすら九四条二項を類推適用しているが、これがいきすぎであ 責性が認められるからである。判例は、判例⑧においては、全く関わりのない第三者(区の税務係員)が勝手に作り 実の所有者 取引関係に入った善意の第三者を保護すべきであると考える。これらの二類型は「不実の登記ないし外観の存在が真 法律関係を形成したとみとめられる場合(他人外形作出型)にも九四条二項を類推して、その虚偽の外観を信頼して 他人たとえば名義人が独断で作出した外観をのちに権利者がその外観が作られたことを知りつつ、さらに新たな (権利者)の意思に基づいて作出されている」とまとめることができ、ここに九四条二項を類推しうる帰

61 の 判例群であって、この場合には、九四条二項、一一○条の法意に照らし、 しかし最高裁は九四条の類推事例において第二の系列ともいうべき重要な判例を現出せめている。すなわち②系列 かような九四条二項・一一〇条併用適用型ともいうべき判例を改めて以下において検討してみたいと思う。 善意無過失の第三者を保護しようとして

ることについては、すでにいくつかの学説によって指摘されているところである。

(1)判例(9) (最判昭和四三・一〇・一七) (一三二頁、川井健・金融商事判例体系⑴資産管理一二三一頁、鈴木重信、曹時二一卷六号一二一八頁)(川村俊雄・民商六○卷六号九一一頁、星野英一・法協八七卷五号六一八頁、金山正信・法時四一卷八号)

某会社代表取統役Aから、取引先の信用を得るために所有名義を貸してほしいと頼まれ、X所有の不動産につき、売

の事案は以下のとおりである

却し、Yはその一部をYに売却、Yはそのうちの建物に居住している。XはA以下の本登記はすべて無効であるとして、Y 買予約をしたと仮装し、所有権移転登記請求権保全の仮登記をした。ところが、Aは、「X」と刻んだ印章を使用しその印鑑 Y』に対して所有権確認と移転登記手続、Y』に対して建物退去明渡を訴求した。一審ではX勝訴。二審でY・Y』はX・A間の仮 届をして印鑑証明書の交付を受け、所有権移転登記申請書委任状を偽造し、本登記をした。そしてこれをB会社を経てYに売

第四五巻 第二・三合併号

法のもとでは、第三者は所有権を取得する余地がないとして、X勝訴。Y・Y೭上告。 し二審判決は、予約完結の意思表示がなされていない以上、所有権はXからAに変動していないし、登記に公信力のない日本 て仮登記自体の無効をもって善意の第三者に対抗できない以上、本件本登記の無効をY・・Yニに対抗できないと主張した。しか 登記は通謀虚偽表示であり、これに基づく本登記は「仮登記の自然的発展」であるから、 Xは、仮登記原因の無効、

記手続をした場合、外観上の仮登記権利者がこのような仮登記があるのを奇貨として、ほしいままに売買を原因とする所有権 「不動産について売買の予約がされていないのにかかわらず、相通じて、その予約を仮装して所有権移転請求権保全の仮登

最高裁は破棄差戻してつぎのように判示した。

護の要請というべきだからである。」「原審はすべからくYらは本件不動産の取得につき善意無過失であったかどうか、すなわ 善意無過失の第三者に対して、責に任ずべきことは、民法九四条二項、同法一一〇条の法意に照らし、外観尊重および取引保 ちXは本件の本登記の無効を以てYらに対抗できるかどうかについて、審理すべきであったのである。」 ないと解すべきである。けだし、このような場合、仮登記の外観を仮装した者がその外観に基づいてされた本登記を信頼した 移転の本登記手続をしたとしても、この外観上の仮登記義務者は、その本登記の無効をもって善意無過失の第三者に対抗でき

が信頼を置いて仮装名義人と取引関係に立ったというもので、権利者の承認した意思と外形とが対応ないし一致して 点は、「類推型」の場合は、虚偽の外観の作出・存続について権利者の承認があり、その承認された外形に第三者 本件は、単純な「九四条二項類推適用型」との比較でいえば、つぎの二点において違いがある。すなわち、第

加功)、したがって権利者の承認の外形と対応しないないしそれよりも増大した虚偽の外観が作出され、この虚偽の たないし承認した外形に仮装名義人がさらに背信行為を介在させて加功し(仮登記を偽造印、 いた(四宮教授は、「意思外形対応型」と呼ぶ、前掲書一七〇頁)。これに対し本件の如き「併用型」は、権利者の作出し 偽造文書を用いて本登記に

外観を信頼して第三者が取引関係に立ったいうものであるというところにある(「意思外形非対応型」)。

である。判旨において「仮登記の外観を仮装した者がその外観に基づいてされた本登記を信頼した善意無過失の第三 を超えているないし逸脱しているがゆえに第三者が保護されるためには善意のほか無過失まで要求される、という訳 求されていなかった。しかし、「非対応型」においては、第三者の信頼した外形が権利者が作出ないし承認した外形 者に対して、責に任ずべき」だといっているのはこれを示している(傍点筆者)。 第二点は、いわゆる「意思外形対応型」において第三者が保護されるためには、善意のみが要求され、

作出された範囲内(本件では、「仮登記」の範囲内)で責任を負うという法理であって作出した範囲を超えた、増大した になる。ところがさらにつきつめれば、九四条二項そのものは作出した外形を信頼して取引関係に入った者に対して き出せえないのであるから、 ずべきことは、①「民法九四条二項、同法一一〇条の法意に照らし」、②「外観尊重および取引保護の要請というべ 法律関係ないし権利の外観を善意無過失で信頼して取引関係に入った者を保護することは望ましいという原理を抽き きだからである」と説明している。しかし良く考えるならば、②の「外観尊重および取引保護の要請」からは、ある に対してまで責を負わなければならない、その根拠が何であるのかということである。判旨はこれについて、責に任 (本件では「本登記」) についてまで責に任ずべきものとする法理ではないのであるから、最終的には、 問題は、 仮登記しか仮装していない者が「本登記」についてまで責任を負うべきであるとの帰結をただちには抽 権利者 (仮登記を仮装した者)が善意無過失の第三者に対して、名義人が専断的に作出した「本登記」 結局、 判旨の法理的根拠は、①の「九四条二項、同一一〇条の法意」に求められること 一一〇条

の法理に求められていることにならざるを得ない。

第四五巻 第二・三合併号

為について本人に責を負わせることができる旨を定めている。そして通説によれば、「正当ノ理由」は、代理権限 不存在についての相手方の善意無過失と同義と解されている。そこで、「本人によって与えられた代理権の範囲を超 行為をした代理人と取引した相手方に代理人に権限ありと信ずべき「正当ノ理由」があるならば、代理人の権限外行 一一〇条は権限踰越の表見代理の規定である。本人によって与えられた代理権の範囲を越えて、

えばいえるが、はたしてかような表見代理法理と虚偽表示法理とを結合ないし融合して新しい外観尊重法理を構成す る権利者に責任を追及しうるという法理へと改変ないし「転釈」しようとしているのである。巧妙な解釈的操作とい ることが理論的に可能なのであろうか。

利者によって許容された仮装の外形を超えた仮装名義人の外観作出行為」について「善意無過失の第三者」は本人た えた代理人の行為」について「善意無過失の第三者」は本人に対して責任を追及しうるという表見代理の法理を「権

でなした本登記を無効なものだとしてY等に主張しえない旨抗弁しているけれども、右本登記は、売買予約完結の意 への売買予約を原因とする仮登記を通謀虚偽表示として善意のY等にその無効を主張しえないXは、 右AがXに無断

本判決の原審は適切にもつぎのように判示している。「Y等は、本登記は仮登記の自然的発展であるから、

A

は、その後当該不動産を買受けた者はその所有権を取得する余地はないものである。そして、本件では売買予約完結 記を了した場合には、所有権の帰属には変動がないので、登記簿の記載に公信力を認めていない我国の法律のもとで ならず売買予約の仮登記が通謀虚偽によるものでなく真実のものであっても、売買予約完結の意思表示をせず、本登 思表示をしたうえ、原則として双方申請によりなすものである故、仮登記の自然的発展ということはできない。

の意思表示がなされたとは認められず、また通謀虚偽によるものとの理由で、真実の意思に基づくものである場合以

上に第三者を保護すべき必要はないので、Y等の前記抗弁は理由がないといわねばならない。」

定した民法一〇九条も、その責任の限度を、一応代理人として表示された者の表示された「代理権ノ範囲内」におけ 囲内にかぎられると断定することは、いささか早計にすぎるであろう。虚偽表示の場合と同様の表示責任について規 くもない。しかし、 二項が直接規定している仮装行為(虚偽表示)者の責任が、その表示の範囲内における責任であることは否定しうべ がこれに対してつぎのような反論がある。すなわち、川村俊雄弁護士の本件判批(呉カス「六貢゙)は「さて、民法九四条 は実体を欠く登記であって、したがって登記簿に公信力を認めていないわが国の法律の下では、その後の買受人は所 場合以上に善意の第三者を保護すべき必要はない。③予約完結の意思表示をせず本登記を了した場合は、この本登記 的発展ということはできない。②仮登記について通謀虚偽表示がなされても、それが真実の意思に基づくものである、、、 有権を取得することはできない。 この原審の判決の骨子は、つぎの三点である。 民法に明文の規定がないからといって、 私見によれば、この原審の判断は三点とも全く正しい理論であると考える。 ①仮登記を名義人が一方的に本登記にすることは仮登記の自然、 同法の解釈上も、虚偽表示者の責任は常にその表示の範

条の権限踰越による表見代理が成立しうると解釈されている (三七四頁、東京高判昭和三九・三・三高民集一七巻二号八九頁など参照) から る代理行為に限定しているが、 である。」と述べている。 なるほど現在の通説判例によれば、一〇九条の表示された代理権の範囲を超えた代理行為について一一〇条の規定 表見代理の場合には、表示された代理権の範囲外の代理行為についても、

が重畳的に適用されうることが肯定されている。 条と一一〇条及び一一二条と一一〇条の競合適用によって処理されなければならない判例事案はこれまで一件もなく しかし、 私見によれば、 (見代理理論の批判的考察] 二○五頁以下) 一○九(拙稿「競合型表見代理論の批判的考察」【表)、 | ○九

論にすぎないことを論証している (高森・前掲書)。 それゆえ、 を説いた前記我妻博士(とくに判民大正一〇年度一七一事件) 九頁は一一〇条だけを適用して解決しえた事案であり、しかも正当理由が肯定されえたか疑問の多い判例である)、 (一一○条が一○九条の表見代理権を基本代理権として適用しうる旨を明言した東京高判昭和三九年三月三日高民集一七巻二号八 川村弁護士の論述は今日では反省されるべきではないか は「取引の安全」を過度の解釈学的指導原理とした抽

と思われる。

同じく本件判決に賛意を示しつつ、本件判決が禁反言および権利外観理論という信義則の法理の適用を図った

ing aut を意味している。イギリス代理法では右 holding aut の範囲内においてのみ本人は代理人の行為について責任 負うとする法理ではないのである。この「表示」は、不実表示を含む、一定範囲の外観を作出、容認する本人の一定 えば、禁反言の法理においても、権利外観の理論においても、本人の「表示」した以上の外観について本人が責任を を有する」と高く評価される、鈴木重信調査官の見解に対しても反省をうながしたい(鈴木・法曹時報二巻)。なぜかとい ものだとし「本判決は、レヒッシャインの法理の適用において従来の判例を一歩前進せしめたものとして重要な意義 の容態(陳述ないし行為)を指し、意思表示ではなく、エストッベルの法理における本人の帰責事由としての hold-

を負い、この場合の代理人の代理権を apparent authority と呼ぶのである(英語文献については以下のとおりである。

Fridman: The Law of Agency 1990, p. 101; 108; p.111, Powell: The Law of Agency 1951, p. 51. Guest: Anson's Law of Con-表示は本人から生じなければならない。代理人から生じさせることはできない。Argamas Ltd v. Mundogas SA

邦語の文献については次のものを参照。髙森哉子「イギリス代理法と表見代理」宀、⑴関西大学法学論集四三巻三号、四号)。

[1985] 3A 11ER 795 at 804

頁)、例えば、ゼーラーは「本人はその容態を通じて授権が行われたと認めるのが正当な外的事実の惹起に関与した またドイツの権利外観理論の主張者においても、川村フク子弁護士の研究に従えば(ルฅエヒ巻トサアムエカロ、同エト巻ニサーエストザトロードピノ゚)

証書)と、法律生活の中に現われる自然的な外部的事実 または取引によって創造された外部的事実(土地登記簿、社団登記簿、婚姻登記簿、夫婦財産登記簿、 となった外部的事実を成立せしめた者が責任を負担する理由を、外部的事実に対するその者の助成 Zutun に求めた。 めるに至った客観的に正当とされるべき一定の外部的事実が信頼に基礎を与えていることに求め、また、 示の形をとる必要はなく」 (ニハザトロハニトスド)としているし、ヴェルスパッヒェルは「善意者保護の理由を、 法的保護が与えられるべきである。そしてこの場合の本人の容態は、作為であっても不作為であってもよく、 のであるから、これにもとづく第三者の公信 öffentlicher Glauben には、あたかも実際に授権がなされた場合と同じ、、、、、 (たとえば債務証書、譲渡証書、代理権及び委任に関する証書等) 相続証書、 善意を生ぜし 信頼の基礎 遺言執行者

引き出した (̄ ̄ボー頁) とされている 者をして代理権の存在を推測せしめるような、本人によって惹起されもしくは容認された一定の外的事情の存在」を 他人のなした法律行為から生ずる義務を負う」とされた数多くの判例から、これに共通する要件事実として、「第三 るクラウゼにおいても同様で、クラウゼは、「商人間の取引で、他人が外部に対して代理人として行為するのを容認い。 てまで責任を負うという趣旨なのではないのである。このことはヴェルスパッヒェルの理論を発展させたとされてい を認め」 (メホエートス買) ていたにすぎないのである。仮登記を仮装した者が他人によって勝手に作出された本登記に対し し、もしくは他人を代理権を具備するのを通常とする地位に就けた人は、この他人に実際に代理権がなくとも、 (なお、クラウゼについては、本人が責任を負うべき代理権の外観は、本人によって作出

地位は、本人によって惹起されたものでないからである、とされている。川村・〇三七二頁)。 その代理行為が本人を拘束するには、本人が長期に亘り彼らの行為を容認していることが必要である。なぜなら、彼らが僣称する

によって表示ないし惹起(長期に亘る容認を含む)(Zutun)されたものであることという二要件は善意の第三者を保護 以上の川村論文からも明らかのように、ドイツの外観理論といえども授権の外観があることとその外観が本人

装の表示ないし言辞が外部にたとえ公示されていても、客観的には本登記と誤解されるという事態は生じないのであ ていても、表示者は表示の客観的範囲において責任を負うべき旨を意味しているにすぎないのであって、 較しているが、右引用文の中味は、ある表示ないし言辞が表示者の理解した意味と客観的合理的意味とがくいちがっ みえない」と述べて、あたかも本件の仮登記の仮装を合意した本人が本登記についても責任を負うのは当然として比 言辞からある事実を推測するのが当然である場合には、表示者は自己の言動から生じた正当な推測的事実の存在を拒 する際の絶対的要件なのである。鈴木前掲本件解説は一二二九頁(㍍)において、イギリス法の過失禁反言にふれて、 「表示者の言辞または行為の意義を拡張し、たとえ表示者はそう思っていなくとも、一般の人が表示者の行為または 仮登記の仮

れる範囲内においてのみ責を負うというのが九四条二項の趣旨なのであって、たとえ一一〇条との結合によって第三 ではないかと思われる。仮装行為者は、みずから仮装した外観につき真実の権利関係が発生したものであるとみなさ して本登記についてまでは責任を負う必要はないとの原審判決の方が比較法的にみても、 理論的にいっても妥当なの

以上論じたように、私見によれば、本件において仮装行為者は仮登記について責任を負うのはやむを得ないと

る。

者に善意のほか無過失を要求したとしても、他人によって勝手に作出された、増大した外観に対してまで責任を負う

という法理的根拠を見い出し難いのである。

その意思に基づいて仮登記がなされた場合以上のものではないのである。もしそうであれば、Aの勝手になした本登 で本登記申請書を偽造印によって偽造して本登記をしてしまったというのであるから、本来、Xが負うべき責任は、 約を結んだように仮装し、これを原因として所有権移転請求権保全の仮登記を経由したところ、 そこで本件を考察するに、本件のXは、Aに頼まれて、取引先の信用を得るために、本件不動産につき売買予 Aは勝手にXに無断

位を取得すると考えるべきではなかろうか。YがA(ないしB)にいまだ代金を払っていなければ、それが時価相当 の解釈を参酌するならば善意の第三者Yは、清算金と引換えにXに対して本登記承諾をせよと求めることができる地 約完結権を行使して本登記請求できるかを確定することができないのであるから、今日の仮登記担保法という制定法 といわなければならない。ところで売買予約自体が仮装でなされた本件においては、いかなる要件がととのえば、予 取得することはできず、せいぜい、仮登記上の所有権移転請求権を保全する地位のみを九四条二項によって取得する 記は虚偽無効の登記なのであるから、たとえ善意、無過失の第三者といえども、本登記上の権利、すなわち所有権を

からYが善意・無過失で贈与を受けた場合にも、Xに対して全面的に勝訴を収めうることになって利益衡量上必ずしも妥当ではな 理はX・Yの両当事者の利益のバランスもそれなりに公平に図りうる妥当な解決であると思う(最高裁の立場なら、 ないことを証明して、Xに対して本登記をなすよう請求することができるということになるであろう。このような処 あと半額と引換えに同じ請求を行うことができる。時価相当金額をすでにAに支払っていれば、Yは清算金の残額が であるかぎり、Xにそれを提示して、本登記の承諾を求めうる。時価の半額で買受けて、すでにAに支払っていれば、

ニナーニアー

三〇(二八二)

いのではなかろうか)。

る。

(三) (1)判例⑩ (最判昭和四五・六・二) (i、一二号一〇二〇頁、川井健・民商六四巻三号四七六頁) の事案は以下のとおりであ

求権保全の仮登記を経由した。そこでXは本訴に及び、Y以下の本登記および仮登記はすべて無効であるとし、Y・・ソ゚・・ソ゚・ 登記手続委任状、印鑑証明書を預かり、同人から右土地の所有権を取得していないのにかかわらず、右書類により同人からY』 への所有権移転登記を経由し、さらに、Y゚は、Y゚から右土地を買い受け、代金の支払を完了し、本件土地につき所有権移転請 への所有権移転登記を経由し、Y』は、Yに対し融資をあっせんすると称して同人の承諾のもとに同人から本件土地の登記済証 融資を受けるため、Yと通謀して、本件土地の所有権を同人に移転する旨の契約を仮装し、それに基づき、XからY

対して各登記の抹消登記手続を求めた。原審ではX勝訴。Y゚・Y゚上告。

最高裁はYロに対して上告棄却。Yロに対して破棄差戻してつぎのように判示した。

づいて登記済証、登記委任状、印鑑証明書等が꼿に交付され、これらの書類により꼿のため経由された所有権取得登記を信頼 ような場合、Yに対し所有権移転登記の外観を仮装したXは、Yから右登記名義を取り戻さないかぎり、さらにYの意思に基 記を経由したときは、Xは、Yの所有権取得登記の無効をもって善意無過失の第三者に対抗できないと解すべきであり、この て右不動産の登記手続に必要な登記済証、委任状、印鑑証明書等を預け、これらの書類により?が引から?への所有権移転登 を仮装してXからYに所有権移転登記手続をした場合、その登記権利者であるYがさらにYに対し融資のあっせん方を依頼し した善意無過失の第三者に対し責に任ずべきものといわなければならない。それは民法九四条二項、 「Xが、融資を受けるため、Yと通謀して、X所有の不動産についてXY間に売買がなされていないのにかかわらず、売買 同法一一〇条の法意に照

外観尊重および取引保護の要請に応ずるゆえんだからである(最判昭和四三年一〇月一七日参照)。」「原審は、右見地

に立って本件を釈明し、Yが本件土地の取得につき善意無過失であったかどうか……について審理すべきであったのである。」

己所有の土地を担保に金融を受けられるようYに依頼し、YはY名義にした方が融資を受けられ易いといって、XY間に売買を仮 装した所有権移転登記がなされたが、XはYにも金融を受けられないときはただちにXに名義を返すことを確約させていた)。と (2) 第一審では錯誤の問題として扱われ、原審においては解除条件付契約の問題として扱われた

ころが上告審ではじめて通謀虚偽表示の問題として判断されたものである。

通謀虚偽表示の問題とみた場合、本件に対する前掲各判批においては、XY間で通謀虚偽表示がなされ所有権移転

四条二項の適用事例なのであって、いささかも一一〇条を持ち出して、Yiに無過失を要求する必要のない事案なので 同じく九四条二項、一一○条の併用適用によって、善意無過失の第三者Yに対してXは責に任ずべきであると評して YがさらにYに所有権移転請求権保全の仮登記をした。すなわち、「意思外形非対応型」であると考えて、 いる。そしていずれも判例⑨の先例に一事例を加えたものとも評している。しかし私見によれば、本件こそまさに九 の外観が作出されたところ、Yが権限を超えて(判批)、またはYの二重の背信行為が介在して(判批)Yに移転登記 判例⑨と

丙が善意のときには、右無効をもって対抗できない結果、丙は完全な所有権を取得しうることを認めたものである。 いま丙が悪意であって、丙からの転得者丁が善意であるときには、丁もやはり九四条二項によって保護を受けるであ れを勝手に丙に売買したという場合に、丙が悪意であれば、甲は、 これは九四条二項の解釈において一般的に承認されていることではなかろうか(判例⑤最判昭和四五・七・二四 甲乙間の売買の無効をもって丙に対抗できるが、

九四条は甲乙間の通謀によって虚偽表示たる売買が仮装されたとき、仮装の登記が乙になされたのち、乙がこ

(3)

三二二八三

(4)

右のとおりであるとすれば、本件は典型的な九四条二項の適用事例であり、

あえて特殊性をいうならば悪意の

もこれを認めている)。 (前掲書一六五頁、ただし一七一頁において本件を引用する際には一一〇条との併用適用の事例として取扱っている)。 四宮教授も九四条二項の「第三者」に「第三者」からの転得者も含まれることを承認しておら

損失を負担するには、 第三者からの転得者が善意であったということを指摘すれば足りた事例である。決して表示以上の越権行為がなされ 第三者に無過失要件を加重する必要はないのである。ましてや、「自ら作出した外観以上についての 虚偽表示以外の法理、 就中英米法にいう禁反言の法理ないし信義則の一場合であるレヒッシャ

囲内の行為についてかくれている本人は責を負わねばならないとされてはいるが、これは、 が存するものとして扱われると述べている。しかし本人が不開示の場合には所有名義人が通常客観的に行為しうる範 負わせる法理ではないという意味においても二重の誤解があるのではないかと思われる。木下本件判批一〇二五頁が 融担保の便宜のために不動産所有名義を移転した場合、禁反言による代理が成立し、YYに基本代理権類似の権 判例⑨の分析において明らかにしたように、禁反言の法理といえども作出した外観以上について本人に責を

限

authority ではなく real authority のうちの usual authority なのである (See Fridman, The Law of Agency, 1990 禁反言による apparant

頁、鈴木禄弥=生熊長幸・判夕二六〇号九七頁、玉田弘毅・民商六七卷六号一〇三八頁)の事案は以下のとおりである。二〇頁)村松俊夫・金融法務事情六一一号二三頁、星野英一・法協八九卷七号八五八)の事案は以下のとおりである。 ものにつぎの判例がある。 (1)九四条二項・一一〇条の併用適用の事例ではないのに、 判例⑪ (最判昭和四五・一一・一九) (権(第三版)六〇頁、幾代通・判例評論一四八号一四頁(判時六二七号一(鈴木重信・法曹時報二三卷五号一一九六頁、同・民法判例百選Ⅰ総則・物

そのようなものとして論ぜられる

(四)

正確にいえば、

設定する旨の「借用証書」と題する書面および該貸金債務をAが弁済期間に弁済しないことを停止条件として本件宅地の所有 を司法書士に依頼した。しかし、その際、AはYがAに対し金一〇万円を貸しつけ、Aはその担保として本件宅地に抵当権を を支払い、次いでAとの間で右代金額を一〇万円と定め、その後、代金全額の支払を完了した。この代金完済前にYはAに対 し、右宅地の所有権を確保するため、仮登記手続をすることを求め、Aはこれに応じて該登記手続をするための書類の作成方 被上告人Y(被告・被控訴人)は、Aから本件宅地を買い受け、代金額は後日決定することとして、一応内金として五万円

面を登記原因を証する書面として、本件宅地につき抵当権設定登記および所有権移転請求権保全の仮登記をした。 なものであると信じ、これに押印し、Aとともに同司法書士に登記手続を委任した。同司法書士は、右委任に基づき、 各書面に押印することを求めた。Yは、右書面を前記売買による本件宅地に対する所有権を保全するための仮登記手続に必要 権をYに代物弁済として移転する旨の「停止条件付代物弁済契約書」と題する書面を司法書士に作成させたうえ、Yに対し右

されたので、上記金員を弁済供託したと主張して、抵当権設定登記および所有権移転請求権保全の仮登記の抹消を求めて、本 そこでXは、Yに対し、AのYに対する債務金一○万円およびその利息および損害金を弁済のため提供したが、受領を拒絶

その後本件宅地は、AからBに二重譲渡され、更にBから上告人X(原告・控訴人)に売買され、Xは所有権移転登記を取

た。X上告(事案のまとめは鈴木=生態、判夕二六〇号九七頁によった。記して謝意を表する)。 第一審は、Xの請求を全部棄却したが、原審は、Xの請求中抵当権設定登記の抹消を求める部分を認容し、その余を棄却し

訴を提起した。

その予約を仮装して所有権移転請求権保全の仮登記手続をした場合において、外観上の仮登記権利者がほしいままに右仮登記 に基づき所有権移転の本登記手続をしたときは、外観上の仮登記義務者は、右本登記の無効をもって善意無過失の第三者に対 最高裁は破棄差戻してつぎのように判示した。「①不動産について売買の予約がされていないのにかかわらず、相通じて、

抗することができないと解すべきであることは当裁判所の判例とするところであり(最判昭和四三・一〇・一七民集二二巻一

○号二一八八頁)、また、②貸金債権担保のため、不動産に抵当権設定と停止条件付代物弁済契約とが併用されているときは、 特別の事情のないかぎり、右の停止条件付代物弁済契約を清算型担保契約と解すべきであることは、当裁判所の判例とすると

はAから所有権を取得した所有者であり、その所有権の保全のために仮登記手続をすべきところを前記のような事情で、 "本件においては、Yは、登記の記載上は抵当権設定登記および所有権移転請求権保全の仮登記を有する者であるが、 真実

ころである(最判昭和四二・一一・一六民集二一巻九号二四三〇頁)。」

手続を委任された司法書士が抵当権設定登記および停止条件付代物弁済契約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記手続をし たものであることは、前記のとおりである。したがって、右抵当権設定登記および停止条件付代物弁済契約に基づく所有権移

転請求権保全の仮登記はYの意思に基づくものというべきである。そうすれば、前記①の判例の趣旨からみて、Yは、

物弁済契約上の権利者ではないと主張しえないものというべきである。その結果、右のような第三者がYを抵当権者ないし停 過失の第三者に対し、右登記が実体上の権利関係と相違し、Yが仮登記を経た所有権者であり、抵当権者ないし停止条件付代

所有権移転請求権保全の仮登記の抹消を求めることができると解すべきである。……原審は、……Xが右にいう善意無過失の 第三者にあたるかどうか、およびXのした弁済供託が適法になされたものかどうか等について」審理不尽の非難を免れない。 ない旨を主張することができず、ひいて第三者は、登記にかかるAの債務の弁済供託をして、Yに対し抵当権設定登記および 止条件付代物弁済契約上の権利者として取り扱うときは、前記②の判例の趣旨に徴し、Yはその第三者に対しては担保権者で

を無視するならば、)第二の譲受人Xとの争いで、典型的な二重譲渡の対抗関係の問題であるから、民法一七七条が適

Aからの第一譲受人Yと同じくAからの(じっさいにはAからB、BからXへと譲渡されたのであるが、

В

(2)

用されるべき事案であった。しかるに判旨は、一方で、判例⑨(最判昭和四三・一〇・一七)を引用して九四条二項

と一一〇条の併用適用の判例理論に依拠し、

他方で、

最判昭和四二年一一月一六日 (民集二一巻九号二四三〇頁)

(清算型の非典型担保)と解すべしとの判例理論に依拠して結論を導いている。

批にしたがい以下単純な仮登記という)をなすつもりであったのに、Aに欺されて実際には債権担保のための抵当権と まった訳であるから、 併用した停止条件付代物弁済契約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記 本件のYは、 本来は所有権を確保するための売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記 九四条を類推すべき根拠を見い出すことはむづかしい。判旨は、右代物弁済仮登記はYの意思 (以下代物弁済仮登記という) がなされてし

効が認められるか否かということに帰するのである。 承認する理論となってしまうのである。 すればよいのである。右のような場合に虚偽表示であると判定されたなら、 錯誤に基づく行為なのである。Yとしては単純な仮登記によって順位の保全を図ろうとしたのであるから、 に基づくものであるといとも簡単に虚偽表示の成立を肯定しているが、きわめて問題が多い。本件のYの意思表示は 仮登記が無効行為の転換の理論ないしは登記流用の理論によって順位保全効を認められるなら、 決して虚偽表示ないしそれに準ずるものと評価されてはならないものである。すなわち、Yの行為はAの詐欺による が成立してしまったり、売買のつもりで贈与(の登記)が成立してしまったりした場合は、表意者の 意思に基づく行為ということになって無効の主張はつねに善意(無過失)の第三者に対して対抗しえないことを したがって本件の問題は、代物弁済仮登記が単純な仮登記としての順位保全 順位保全効が認められるなら、Yは順位が保全されるから、 使用貸借契約のつもりで賃貸借 無効を主張せず追認 (虚偽仮装 代物弁済 (の 登

Yは無効

有権登記を取得した第二譲受人に優先して全面的に勝訴することになる。順位保全効が認められなければ、

るに本件判旨は、代物弁済仮登記が登記の流用ないし転換の理論によって単純な仮登記としての順位保全効があるこ 錯誤無効の追認を肯定すれば、代物弁済仮登記は、清算型担保権として有効となるから、 な代物弁済仮登記を追認して担保権の成立を主張するほかXに敗訴せざるを得ない。 ○万円を供託して債務額を弁済しているからそれと引換えにYの仮登記は抹消される)とほぼ同じに帰するのである。 この順位保全効を認めずにYの 結局本件判旨の結論

記と二号仮登記は相流通でき順位保全効を有することを認めており、本判決もこの右最判昭和三二年の理論を前提と していると解されるわけである。そうであるならば、本件の代物弁済仮登記も単純な仮登記に流用され、それとして とを当然の前提としているという (鈴木=生熊各前掲判批)。 最判昭和三二年六月七日(民集一一巻六号九三六頁)が一号仮登

結論をなぜか妥当でないと感じているように思われる(これを明言するものに前掲鈴木評釈、 記に所有権移転の対抗要件性を認めれば、Y勝訴、 前記諸評釈(ただし幾代評釈は別)は右Y勝訴の結論に利益衡量上不満をもっているのであろう。Yの二つの登 それを否定すれば、 X勝訴というオール・オア・ナッスイングの 同星野評釈、 同玉田評釈な

対抗しうることとなって、Yの勝訴は動かないものとなる。

順位保全効を認めざるを得ないものである以上、抵当権と併用の代物弁済仮登記手続を完了しているYは、

ど)。しかし最判昭和三二年判決を理論上当然とする立場を採る限りは、 まったということが「Yがその登記という外観を作り出すのに大きく関与したものである」(右のような関与が虚偽表 して、Yが権利を失ってもやむをえない事情とX側の保護に値する事情との比較考量によって問題を解決する」のが 帰結であり、それを利益衡量上妥当でないとする根拠は見い出しがたい。前掲鈴木評釈 (「颪ボ) は、「事件の実質に即 Yが権利を失ってもやむを得ないとする事情をYがAに欺されて書類を十分にみないで署名押印してし 右のオール・オア・ナッスイングは当然

がある。すなわち、最判昭和三二年にしたがい一号仮登記と二号仮登記の相流通を承認して順位保全効を肯定しか 最判昭和四二年一一月一六日と仮登記担保法の下での代物弁済仮登記は単純な一号仮登記には流用できず、 ければならない。本件の合理的な解決のためには、むしろ端的につぎのような結論を承認すべきであろう。 物弁済契約に基づく仮登記でも同じなのであり、 所有権者であると主張することはできない」などと論じているが、そのような見解は成り立たないというべきである。 担保権と解すべきであり、そのような担保権であると信じた『善意無過失』のXに対しては、Yは担保権者ではなく ぎり、つねに過失ある者となってしまうであろう。それゆえ外観(登記)を信頼した善意、無過失の第三者など登場 弁済仮登記がなされている登記簿を閲覧した上で所有者と取引する者はまずもってこの仮登記は単純な仮登記として された場合には、それは清算型担保契約と解すべきであるとの理論が定着しているのならば、 最判昭和四二年一一月一六日及び仮登記担保契約に関する法律の制定の結果、停止条件付代物弁済契約の仮登記がな 示に準ずると評価するのはいかにも無理だと思われる)ということに求め、その外観(登記)を信頼した 最判昭和三二年を理論的に前提している以上は、その流用を認めて順位保全効を認められるのは併用型停止条件付代 ての順位保全効を有し、YはXの請求に対する抗弁としうるが、抵当権併用の仮登記の場合には、客観的には清算型 しうるはずがないことになる。これは要するに、前記各本件判批が、「二号仮登記だけならば、なお一号仮登記とし 流用されることを覚悟しなければならず、それを欲しなければ、仮登記権利者に真意を確認すべく問い合わせないか Yは外観法理上責に任ずるのが当然であると論じている。しかしこの考え方にはつぎのような疑問 前述のとおり無過失の第三者が登場することはありえないといわな (抵当権と併用の) 代物 (善意・無過失の) したがっ

て順位保全効を認めるべきでないという結論を妥当とすべきなのではないかということである。本件は二重譲渡に関

ないことに注意すべきである。

する対抗要件による優劣の問題にほかならない。いずれにせよ、本件は虚偽表示の九四条二項の類推適用の問題では

(五) (1) 判 例 ⑫ (最判昭和四七・一一・一八)(宮和夫・法協九一巻三号五四九頁、高島平蔵・法セミー九七五年一○月号一○八頁)の事案

は以下のとおりである。

予約をして(Y)右各登記を経由したものであると争ったが、一、二審ともXの勝訴となり、Y・Yは上告せず、Y・Y・Y・ てその所有権の移転を受けたものであると主張し、どらは、これを所有者であるどから適法に買い受け(どとど)または売買 登記手続を求めると主張したのが本訴である。これに対してYは、Xに対する一五〇万円の貸金債権についての譲渡担保とし の所有権移転登記がなされており、これはいずれもXが関与していないのになされた無効なものであるから、右各登記の抹消 ち一部についてY』(被告・控訴人・上告人)名義の所有権移転登記、うち一部につきY、Y』(とも被告・控訴人・上告人)名義 有権移転登記、ついで売買予約を原因とするY』(被告・控訴人)名義の所有権移転請求権保全の仮登記がなされ、さらに、う X(原告・被控訴人・被上告人)は寺院であって、本件宅地(一、三〇〇坪)を所有していたが、Y(被告・控訴人)名義の所

権保全の仮登記を経由し、借りた四一万円は自己とN会社の用途に費消してしまった。Cはなんとか建築工事を進行させよう 義にいったん移す必要があるとして移転登記をさせた。その二日後、EはYから四一万円を借り受けY名義の所有権移転請求 売却などをして幼稚園を完成せしめるべき旨をEがA・Bに対して申し向け、その手筈を整えるために右四○○坪をE個人名 N株式会社が設立されたばかりであったので、Nが園舎の建築を引受け、X所有の本件土地以外の四〇〇坪を担保に入れたり、 父B、A・Bから土地売却を委任されたC、Cから尽力方を依頼されたDなどがいて、他方、D・E・Yなどを代表者とする 事実関係は複雑であるが簡略化するならば、 X は、 戦災で焼失した幼稚園および本堂再建を企図して、代表役員A、 A の 叔

らが上告をした。

両名は前記四○○坪の土地の売却斡旋方を依頼したことのあるGほか数名のヤクザ者に監禁、脅迫され、結局Aの個人所有の 止するため話し合った席上、Bは本件土地につきXの代表者Aの押印のみでは所有権移転の実質的効果を収め得ない登記方法 土地四○○坪余を喝取されてしまった。そこでA・BはC・D・Yらと会合して本件土地が重ねてGらに喝取されることを防 ようとYに相談したところ、Yがこれを了承し右土地の譲渡担保に必要な登記関係書類を作成させていた。ところが、A・B としていたが、Eの横領や土地売却の行づまりなどのため、思うにまかせず、こんどは、本件土地を担保に請負代金を工面し

として「保存登記」なるものがあり、これを講じたらどうかとの発言があった(Bはこれを所有権移転請求権保全の仮登記を意図

たうえ、昭和三〇年一月一二日右書類を用いて本件土地につき自己名義に所有権移転登記をなし、ついでX主張のようにY。 ていて、右書類がBのいう「保存登記」に必要な書類とたやすく信じていた。そこで∑は金一五○万円をN株式会社に貸与し 登記手続をするに必要な諸書類にAをして署名・押印せしめた。その際Aは、前夜来の監禁事件のため一睡もせず疲労困憊し 誘導して所有権移転請求権保全の仮登記と思わせて、かねて用意しておいた本件土地につき譲渡担保契約によって所有権移転 していたようであるが、Bはこれを保存登記と称していた)。その夜半、A・B・D・YらがX方に集った際、Yは、Aをたくみに

であると判示してXを勝訴させた一審判決を相当として控訴を棄却した。Yらが上告。 原審は、Yらの譲渡担保の主張を排斥し、Yの本件土地所有権移転登記が無効である以上、YYYYの各登記もすべて無効

Y・Yのために売買による所有権移転登記等がなされた。

最高裁は破棄差戻してつぎのように判示した。

登記手続をしたのであって、 転登記手続をするに必要な諸書類に署名・押印等をしたところ、Yはほしいままに右書類を用いて本件土地につき所有権移転 がないのにかかわらず原因の成立を仮装して所有権移転請求権保全の仮登記手続を経由しようとして、Yの提示した所有権移 「右認定事実によれば、X代表者Aは、Gから本件土地を喝取されることを防止するため、これにつき、他と相通じ、 本件土地につき、Xの意図した仮登記手続こそされなかったが、Xにおいて仮登記の外観を仮装

三九 (二九二)

四〇

しようとし、このことによって本件土地につきYを権利者とする所有権移転登記手続がされる結果が生じたのであるから、こ

る。 三八号同四三年一〇月一七日第一小法廷判決・民集二二巻一〇号二一八八頁参照)。しかるに、この理を解せず、本件土地に るならば、Xは、Yの所有権取得の無効をもってY3らに対抗しえないものと解するのが相当である(最高裁昭和四一年闭第二 にかかる各土地につき、その主張のようにYとそれぞれ所有権取得契約をし、しかも、該契約をするにつき善意・無過失であ のような場合には、民法九四条二項、 原判決は、 つきXの意図する所有権移転請求権保全の仮登記がされなかったとの一事をもって、ただちにY5の右趣旨の主張を排斥した 法の解釈を誤り、その結果審理不尽の違法を犯したものというべきであって、論旨は、この点において理由があ 同法一一〇条の法意に照らして、第三者であるYYYYにおいて、本件土地中Y3らの主張

0) 引するにあたり、善意無過失であるならば、民法九四条二項、同法一一〇条の法意に照らし、Xは、Yの所有権取得 続をしてしまったという事案に対して、最判昭和四三年一〇月一七日(判例⑨)を引用して、第三者YYYがYと取 登記手続を経由しようとしたところ、Yに誘導ないし欺罔されて譲渡担保契約に基づくY名義への所有権移転登記手 ·無効をもってY5らに対抗しえないものと解すべきであると判示したものである。 (2)本件はX(代表者A)がYと相通じ、原因がないにもかかわらず、それを仮装して所有権移転請求権保全の仮

移転請求権保全の仮登記) を貸してほしいと頼まれて、自己所有不動産につき、A名義に売買予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記 れたという点に先例⑨との顕著な相違がある。判例⑨は、Xが知人のAから取引先の信用を得るために所有名義だけ いうまでもなく、九四条二項と一一○条併用適用の一事例であるが、甲と乙とが仮装しようとした外形α は現実には作出されず、乙の欺罔によってそれとは異なる外形月 (所有権移転登記) が作出さ (所有権

を経由したところ、 からさらにY、Yと売り渡され、登記も了えたというものであった。 AがXの委任状等を偽造して勝手に自分名義に本登記をしたうえ、これを第三者Bに売却し、B

くみにAに署名・押印させ、それによってB名義の移転登記を経由した場合には、客観的に贈与契約が成立している と解釈される限り、Aは法律行為の性質ないし種類に関する錯誤としての要素の錯誤による無効を主張しうるはずで するに際して、 に反して、判例⑨は要素の錯誤が成立する可能性の全くない事案である。すなわち、 私見によれば、この両判例の事案の相違は決定的に重要なものである。本件判例⑫には、要素の錯誤が成立するの AはBを信用して書類の作成を委かせたところ、Bは売買契約書ではなく、贈与契約書を作成し、た Aの所有する不動産をBに売却

が相手方によって意図的に惹起された場合には、重大過失による錯誤無効の主張を表意者から奪うべきではないので、 いずれにせよX・Y間の行為の錯誤無効は承認されざるを得ないと思われる。 過失があるならば、表意者は錯誤無効の主張をすることができない結果、外形βは有効として扱われる。だが、 らざるを得ないのである。この場合、表意者たる錯誤者に重大な過失があるか否かが問われる可能性はあるが、

相手に欺罔されβたる「譲渡担保に基づく所有権移転登記手続」がなされたならば、外形βは要素の錯誤で無効とな ある。それと同様に本件においてaたる「売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記手続」をしようとして、

対してXは外形Bの無効主張は認められるかもしれないが、外形aの無効主張をもって対抗することはできないもの を形成したのち、 はβであり、 本件事案の解釈の困難性は、 権利者によって仮装的に作出されるはずの外形々ではない。それゆえ、もしXが真意に基づいて外形 Yが偽造文書等によってY名義への所有権移転登記をしたとすれば、Yからの善意の譲受人Y等に 外形αが真意に基づかない仮装の行為であるという点である。第三者が信頼した外形

き、虚偽表示者が善意の第三者に対して責任を負う(無効をもって対抗できない)範囲は、原則として、仮装外形が真 意に基づいて形成され、従って有効な行為が成立した場合に負うべき範囲に限定されるはずだからである。 合であっても善意の第三者に対する関係では同様に扱うべきである。なぜならば、虚偽表示における仮装的外形につ 者に主張することはできないというべきであり、このことは、売買契約が相手方との間で仮装的に合意されていた場 と考えるべきである。このことは、先きの売買契約の意思で贈与契約が成立してしまったという設例の場合も同様で、 贈与契約の錯誤による無効を相手方または第三者に対して主張しうるが、売買の無効を相手方または第三

異った外形が作出された事案類型―四宮教授の分類)に属すると見て、判例④(最判昭四五・四・一六)と比較している。 の事案の形を「背信行為介在型」のうちの「単一外形型」(権利者の承認した外形は一度も作出されずに、最初からそれと 全の仮登記の外観を仮装しようとし、そのつもりでYの提示した書類に署名押印したところ、Yが勝手に右書類を用 いて本件土地につき自己名義に所有権移転登記を経由したうえ、これをY゚に売り渡した事案としてまとめた上で、こ 前掲藤原判批は、本件の批評において、本件の事案は、Xの代表者Aが本件土地について所有権移転請求権保

いてさらに第二の外形が作出されるにいたった場合―四宮教授の分類)の判例⑨(最判昭四三・一〇・一七)の事案に引き いので、むしろ、「外形連鎖型」(権利者の承認した外形がいったんは作出されたが、名義人等の背信行為により、これに基づ

しかし判例④は、九四条二項類推適用判例で第三者は保護されるべき要件として善意のみを要求されているにすぎな

手にその本登記をしてしまった場合と、(本件のように)名義人が仮登記をしないでいきなり自己名義に所有権移転登 転登記(本登記)であったという点を判例が重視し、 | Xの承認した外形が所有権移転請求権保全の仮登記であったのに、第三者の信頼した外形が所有権移 権利者の意図した仮登記がいったんなされたうえで名義人が勝

無過失であるかぎり、XはYの所有権取得の無効をもってYらに対抗することができないとしたものであるとも評価 記をしてしまった場合とで、第三者保護の要件に差等を設ける必要はないとみて、 判例⑨の先例に従い、 Yiらが善意

し、「本判決がこのように第三者側の要件を加重する」判例⑨の「立場から本件事案の解決を図ろうとしたことは、

結論的にみてきわめて妥当であった」 (トピロイ) と評論している。

失)の第三者たるY。といえども救済されないのではなかろうか(Y。によるYの重大過失の抗弁はとりあえず無視する)。第 の誘導によって「本登記」が成立した場合とみたならば、本登記の錯誤による無効をXが主張する限り、 しかしながら、前述のとおり本件の事案を権利者の真実の意思に基づいて「仮登記」をすべきところ、名義人

書類上は売買契約書であった)に基づく所有権移転の本登記という外観に対して善意・無過失で信頼した第三者に対す 請求権保全の仮登記がなされたとして、その無効をもってXはYぷらに対抗しえず、従って善意のYぷらは、 ニックであると考える。現在における(仮登記担保法の成立をみた今日から見て)Y"らの保護の程度は、Xの所有権移転 と規定し、 三者の保護要件として善意のほか無過失を要求することを積極的に評価することよりも、 の権利を取得しうる地位に止まるべきであると考える(従って、本件土地を取得するためには、Xに対して清算金を支払う ないのに一一○条の法意をもち出し、かつ、一一○条が第三者保護の要件として権限ありと信ずべき「正当ノ理由 るXの責任を基礎づけるとは考えられないのである。無過失の第三者保護を導き出すために、代理人の権限踰越でも れる。本件における仮装の所有権移転請求権保全の仮登記についてのXの承認が売買契約(実は譲渡担保契約であるが よって導き出されたものであるかぎり、本人の帰責性を根拠づける法理を検討することがより重要ではないかと思わ 無過失という文言もないのに同条の法意をもち出すことは、私見によれば、法解釈として逸脱したテク それが外観法理的発想に

四四 (二九六)

ことになろうか)。判例⑨に対する私見を参照していただきたい。

四おわりに

明らかにして、判例⑧(最判昭四八・六・二八)の結論に反対してきた。 を放置していたにすぎない場合には、もはや九四条二項の類推適用の枠を越えており、それは許されないとの見解を 相手方が作出したのでもなく、全く関係のない第三者たる区役所の係官が作出し、 いての承諾の有無や厳密な意味での通謀性の要件等の緩和には賛成しえるが、本人たる権利者が作出したのでもなく、 思に基づく仮装の意思表示とその外形への信頼に限定されるべき旨を説いてきた。その結果、 頼をおいた仮装外形の発生存続が真の権利者の意思に基づいていることに求め、従って類推の射程範囲も権利者の意 二において九四条二項類推適用判例を概観しつつ、その問題点を指摘し、 類推適用の根拠として、 権利者が単にその仮装外形の存続 相手方の仮装外形につ 第三者が信

- 行為によって作出された所有権移転本登記を信頼した第三者に対して責任を負わなければならないとすれば、その法 ○条の併用適用判例は根本的な問題をはらんでいる。甲が仮登記の作出についてしか承認していないのに、乙の背信 おいて有効として扱われることを意味しており、またそれに尽きるべきものである。このことから、たとえば、一一 定しており、 九四条二項は、表意者が相手方と通謀してなした意思表示の無効を善意の第三者に対して対抗しえない旨を規 換言すれば、 虚偽・仮装の外形的意思表示の無効を主張しえない結果、 それが善意の第三者との関係に
- 判例④に対する四宮判批(曇三六五頁") は次のように論ずる。「背信行為介在型」の「外形連鎖型」 (仮装の仮登記

理的根拠を何に求めればよいのかということである。

外形と第二の外形との何らかの関連というようなものではないのである。「保護に値いする信頼を惹起せしめるよう 者は、その外部的構成要件が、 パッヒアの外観信頼保護の理論に基づくもののようであるが、この理論は、 関連性」との間には大きな距たりがある。 失の犠牲を強いることをやむをえないとするような関連性が要求される、といえよう、 よいであろう、 との間に「適当な関連」を有するものであるかぎり、 う。ただ右の場合は、 な外的事実が本人の助成 の四宮意見には問題が多い。まず「適当な関連性」と「権利者に権利喪失の犠牲を強いることをやむをえないとする よい。つぎに② た場合にさらに他人によって作出された第二の外形が第一の外形と適当な関連性があればよいというようなものでは とする。これは真に正しい指摘であり、 第三者が信頼をおいた外形そのものについての外的容態としての関与を問題としているものであって、 その信頼は保護される、というものである。ヴェルスパッヒアの関与は、 名義人がさらに本登記した事案類型) と述べている。つまり裏からいえば、 「承認」 単純な九四条二項類推適用型に属し、一一〇条の法意を問う必要はなくなることに注意すれ! がない場合でも、 (関与(Zutun)—高森)によって成立するに至ったか」(H理理論」民商五八巻三号四四頁)を問題とし 信頼保護によって不利益を受ける者の「関与(Zutun)」によって発生したものであ 第一の外形について権利者の承認があり、 一般的な表見法理の問題としていることからも、 私見も権利者の承認がある以上、権利者に帰責せしめてかまわないと思 の場合には、①第二の外形に対する権利者の承認があれば 第三者側の主観的態様とにらみ合わせながら、 表見法理の適用に必要な、 外部的構成要件を信じて法律行為をした 権利者側の帰責原因は存するとみ 第一の外形が仮装のものであっ そして第二の外形が第一の外形 とも述べている。さてこの② その引用するヴェルス 権利者に権利喪 問題がな

ている。

ころが、相手方が欺罔して勝手に自分名義に所有権移転登記手続をした場合(判例⑫) 抵当権設定登記をなされてしまった場合(判例⑪)、仮装の所有権移転請求権保全の仮登記手続をする意思だったと 本登記にした場合 判例によれば、 (判例⑨)、所有権を取得した者が相手の欺罔によって停止条件付代物弁済契約に基づく仮登記と 仮登記の仮装作出を承認し仮登記したところ、他人が勝手に自分名義に偽造文書を使って のいずれにも、 他人の作出し

取引保護の要請に応ずべき」ことを根拠にして権利者の責任を肯定しているのであるから、ほとんど第一の外形と第 ることができる。すなわち、四宮判批は「適当な関連性」、星野判批は「何らかの関連性」 (サムハイーಱ゚ス)、川村判批は 二の外形の関連性というよりは、第一の外形についての権利者の仮装表示の承認にのみ帰責性を見い出しているとみ 「何らかの牽連性」 (ヒヒਜ਼メ೦巻メ゙) というが、それらはなんの歯止めにもなっていないのである。

た第二の外形を信頼して取引した善意・無過失の第三者を「九四条二項、一一〇条の法意に照らし、外観尊重および

出に対する本人の関与(Zutun)、外形の作出についての本人の了解と意思(Wissen und Wille)」が問題とされ、 前掲の藤原判批は、 右川村判批を引用しつつドイツの権利外観法理は、善意者保護の要件として、「外形の作

くドイツ権利外観法理において、 であったような場合」に限定して「両者の間の『関連性』は比較的容易に肯定される」としている。これではせっか 出することを承認した外形が所有権移転請求権保全の仮登記であったのに、第三者の信頼した外形が所有権移転登記 本的に賛意を示し、第三者保護の要件として無過失を要求するかぎり、判例⑫や同⑨の場合のように、「権利者が作 人の帰責根拠の追及がしつように行なわれてきたこと」に言及されながら、前述の四宮判批、星野・川村各判批に基 (第二の) 外形の作出に対する本人の「関与」、「本人の了解と意思」を要求してい

る趣旨を生かしきっていないといわざるをえない。

せる制度である。この点、わが国のこれまでの右二理論に対する諸学説の理解には根本的な誤謬が存していたのでは されうる場合、すなわち、本人の外観に対する作出的関与や holding out が認められる場合にのみ本人に責任を負わ 髙森=髙森「競合型表見代理論の批判的考察」『表見代理理論の再構成』三〇五頁参照)、第二に、一一〇条の表見代理規定を 代理について言及し、九四条についても一一〇条の併用を肯定的に論ずるなど。なお、右の競合型表見代理に対する反論としては 意見に反論しているが、これらの反論は、第一に、虚偽表示者の表示責任の問題と表見代理における本人(授権) はない、と考える。その考えを貫くべきであると思う(判例⑨の原審の意見)。川村前掲はじめ、その他の学説もこの 法理やイギリスの禁反言の法理は、第三者が信頼をおいた外観が本人によって表示ないし作出されたと客観的に判断 意・無過失」の第三者を保護する制度と解している点などに疑問を感じる。すでに触れたように、ドイツの権利外観 本人の基本代理権授与と相手方の(代理人によって作出された)外観への信頼を保護する、すなわち外観に対する「善 示の問題とを安易に同一レベルで論じている点(たとえば、一〇九条と一一〇条の競合や一一二条と一一〇条の競合的表見 (五) 私見は、本人の虚偽の意思表示が、仮に真実の意思に基づくものである場合を越えて第三者を保護すべき必要

登記を本登記に直すためには、予約完結権の行使等の一定の要件が要求されるのであるから、そのように解すること える説もあるが 六 最後に、仮登記を他人がほしいままに本登記にした場合(偽造印や偽造文書等による)を「自然的発展」ととら (たとえば、星野判批・法協八七巻五号六二三頁は「仮登記の延長ないし自然的発展にすぎない」という)、仮

なかろうか。

参考文献(本文中に引用したもの以外で網羅的なものに限る)

はできないと思われる。

四八 (三〇〇)

第四五巻 第二・三合併号

下森定「不実登記と民法九四条二項の類推適用」『現代判例民法学の課題』八七頁以下(法学書院)。 川井健「民法九四条二項類推適用論」ジュリスト増刊『不動産物権変動の理論』八頁以下。

下森定「不実の登記と民法九四条二項の類推適用」『民法基本論集』第一巻総則一二八頁以下(法学書院)。

高田喜博「民法九四条二項の類推適用について」北海学園大学法学研究二四巻一号七一頁以下、二号二八七頁以下。

吉田真澄「民法九四条二項と登記」金山教授還暦記念同志社法学一六一巻五六号九〇頁以下。